（３）　自立支援医療（精神通院）　精 知

✿内容

精神障がいの早期治療を図るため指定医療機関に通院して治療を受ける場合に必要な医療の給付を行います。

✿対象者

精神疾患（認知症、てんかんなども含む）の治療のため通院している方

✿利用者負担

原則１割負担（世帯の所得状況等に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります）

✿お持ちいただくもの（新規申請の場合）

- 指定医療機関の診断書（指定様式）
- 「重度かつ継続」に関する意見書（指定様式）
- 保険証　国民健康保険（国保組合含む）の場合は、同一保険加入者全員分
  上記以外の場合は、受診者と被保険者分
- 受診者の年金等収入額が確認できるもの（非課税世帯のみ）
- 個人番号を確認できる書類及び本人確認書類（運転免許証等）
  ≪代理人が申請する場合≫
  代理人委任通知書、代理人の本人確認書類、受診者（委任者）の印鑑